

論文式試験問題集  
[民法総則]

## 〔民法総則〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。ただし回答日時点で施行されている民法が適用されることを前提とする。

### 【事実】

1. Xは、令和2年4月6日、ほとんど利用していなかったX所有の更地（以下「本件土地」という。）を代金1000万円で友人のAに売った（以下「本件売買」という。）。  
もっとも、Aは当時、個人的な遊興のために借金を重ねておりその返済に窮していた。本件売買は、Aがその代金を登記移転と同時に全額支払うものとXに誤信させ、実際には代金を支払わずに本件土地を転売し、転売によって得た金銭で借金を返済することを企図したものであった。  
Aは、同日、どうしても金銭の調達が間に合わなかつたため、同月20日まで支払を待つて欲しいとXに懇願した。Xは、Aに対し抗議したもの、やむを得ず支払期限を同月20日とすることを承諾し、本件土地はXからAに引き渡され、本件土地の所有権移転登記がなされた。

2. しかし、同月20日になっても結局Aから支払はなされなかつた。Xは、Aの身辺を調査したところ、Aが借金を重ねて困窮していて売買代金の支払能力がなく、本件土地を転売して金銭を得ようと画策していることを知つた。

そこで、Xは、同年5月1日、Aに対し、書面により、本件売買はAの詐欺によるものだとして、本件売買の意思表示を取り消し、同書面は翌2日にAに到達した。

3. これを受けて、Aは、Xに本件土地を取り返されてしまう前に本件土地を転売し、転売によって得た金銭で借金を返済しようと考え、同年5月22日、本件土地を代金800万円でYに売却し、同日、本件土地はAからYに引き渡すとともに、本件土地の所有権移転の登記を具備させ、YもAに対し代金を支払つた。

4. Xは、その後Aと連絡が付かなくなつていてことから、同年5月29日、本件土地を見に行ってみると、本件土地にYの自動車が駐車されていることに気づいた。

XがYを問いただすと、Yは、本件土地をAから購入して駐車場として利用していると答えた。また、Yは、本件土地がXからAによって詐取されたものであることを知らず、これを知らないことについて過失もなかつた。

### 〔設問1〕

Xは、同年6月1日、Yに対し、本件土地の返還を請求する訴訟を提起した。  
XのYに対する請求は認められるか。

## 【事実（続き）】

※設問1の訴訟は提起していないものとする。

5. Xは、令和2年10月30日、Yが本件土地の所有権を有することを認める一方で、YがXに対し、同年11月13日を支払期限として、和解金として200万円を支払うことを内容とする和解契約を裁判外で締結した。
6. しかし、Xは令和2年11月6日に急死した。Xの唯一の相続人である年の離れた兄Bは、翌7日にXが死亡したことを知り、Xを相続した。もっとも、Bは多忙かつXと疎遠であったこともあり、Xの遺産を精査せず、XのYに対する和解金債権の存在を知らなかつたところ、Yは同年11月13日を経過しても前記和解金200万円をBに支払わなかつた。
7. Bは、令和5年1月頃から認知症の症状が現れ始め、その後徐々に症状が進行し、令和7年8月1日の時点では、認知症により事理を弁識する能力を欠く常況にあつた。これを受け、Bの子Cは、同年11月4日、Bについて後見開始の審判の申立てをした。その結果、同年12月1日、Bの成年後見人として弁護士Zが選任された。
8. Zは、Bの財産を調査する中で、Yが和解金200万円を支払っていないことを知つた。

## 〔設問2〕

Zは、令和8年1月9日、Yに対し和解金200万円の支払を請求する訴訟を提起した。

これに対し、Yは、同月23日、和解金債権の消滅時効を援用すると主張した。

ZのYに対する請求は認められるか。

以上

2026年1月25日実施 講師：弁護士 大和田準

# 参考答案

## [民法総則]

## 第1 設問1

1 (1) XはYに対し、所有権に基づき本件土地の返還を請求できるか。本件売買は、Aがその代金を登記移転と同時に全額支払うものとXに誤信させ、実際には代金を支払わずに本件土地を転売することを企図した欺罔行為があり、Xはこれによって錯誤に陥り本件売買の意思表示をしたため「詐欺による意思表示」(民法(以下略) 96条1項)がある。そして、Xは令和2年5月1日、Aに対し、本件売買を詐欺により取り消すとの意思を表示し、当該意思表示は翌2日にAに到達した。もっとも、Yは本件土地がAに詐取されたものと知らず、これを知らないことについて過失もなかったため、「善意でかつ過失がない第三者」(96条3項)にあたり、Xは本件売買の取消しをYに對抗できるか問題となる。

(2) この点、96条3項が詐欺による意思表示の取消しの効力を善意無過失の第三者に對抗できないとする趣旨は、取消しの効力は当該意思表示の遡及的無効であるところ(121条)、その範囲を制限して取引の安全を図ることにある。したがって、ここにいう「第三者」とは、取消しの遡及効により影響を受ける第三者、すなわち、取消前に既に詐欺による意思表示の効力について利害関係を有していた第三者に限定されると解すべきである。

(3) 本件では、Yは、令和2年5月22日、本件土地をAから代金800万円で購入し、同日、本件土地の引き渡しを受けたため、Yは取消後に詐欺による意思表示の効力について利害関係を有す

るに至っているから、96条3項の「第三者」にはあたらない。

2 (1) では、XはYに対し、Yが96条3項の「第三者」にあたらないことを理由に、Aに対する本件売買の詐欺による取消しをYに無条件に對抗できるのか。Xは、取消後もAから本件土地の所有権移転登記の復帰を受けていなかったことから、それでもYに本件土地の所有権を對抗できるのか問題となる。

(2) この点、取消後に詐欺による法律行為に基づいて取得した権利について新たに利害関係を有するに至った第三者に対しては、無条件に詐欺取消しの効力を對抗できるとすると、取引の安全が著しく害され妥当でない。むしろ、取消しの遡及効による物権の回復は復帰的な物権変動と捉えて、登記を具備しなければ取消後に利害関係を有するに至った第三者に對抗できない(177条)と解すべきである。

(3) 本件では、XはAから本件土地の所有権移転登記の復帰を受けておらず、本件土地の所有権登記を具備していない。よって、XはYに対し、本件土地の所有権を對抗できず、所有権に基づき本件土地の返還を請求することはできない。

## 第2 設問2

1 (1) BのYに対する200万円の和解金債権(以下「本和解金債権」という。)は、弁済期である令和2年11月13日から「権利を行使することができる」ところ(412条1項)、Zが本和解金債権を請求した令和8年1月9日はその弁済期から5年経過し

ており(166条1項1号)、かつYは消滅時効を援用(145条)したため、本和解金債権は時効により消滅していないか。

Bは本和解金債権の存在を知らなかつたことから、Zがこれを請求した令和8年1月9日時点では、権利行使することができることを「知つた時」から5年間は経過しておらず、時効期間は満了していないとも思われるため問題となる。

(2) そもそも、同号が期間5年間という短期の消滅時効成立にあたり権利行使できることの認識を債権者に要求する趣旨は、債権者に権利行使の現実的な機会を確保させるとともに、他方で権利行使できることを知つた以上、権利を実際に行使すべきことを債権者に期待できるという自己責任にある。債権に確定期限が付されている場合、その期限到来時期は明確であるため、期限到来前でも債権者は権利行使できる時期を具体的に認識できており、その確定期限が到来しさえすれば、直ちに権利行使を期待できるから、権利行使の現実的な機会が一度は確保されたといえる。

また、相続の効力は被相続人の地位を相続人に包括的に承継させることであるため(896条)、債権者の相続人は当該債権者の認識を承継したものといえる。そうすると、債権者が弁済期以前に債権の発生を基礎づける事実と弁済期を認識しているときは、弁済期が到来すれば権利行使できることを知つたといえる。

(3) 本件では、Xは、和解契約の内容としてYがXに200万円を支払うこと、及びその弁済期が令和2年1月13日であるこ

とを認識していたところ、Bは当該認識を有するXを相続した。したがつて、Bは当該弁済期の到来をもつて「権利行使することができることを知つた」といえるため、Zが本和解金債権を請求した令和8年1月9日はその弁済期から5年を経過している。

2 (1) 次に、Bは令和7年1月13日の時効期間満了時に事理弁識能力を欠く常況にあつたところ、158条1項により時効完成が猶予されないか。Bは時効完成時点では「成年被後見人」(同項)にあたらず、同項は直接適用できないため問題となる。

(2) そもそも同項の趣旨は、成年被後見人が法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執れないため、時効完成を認めるのは酷であることからその完成を猶予することにある。そうすると、時効期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合、時効期間満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、同項の趣旨が妥当するとともに時効援用者の予見可能性を不当に奪うともいえないため、同項を類推適用して、法定代理人就任時から6箇月を経過するまでの間は、時効は完成しないと解すべきである。

(3) 本件では、Bは時効期間満了前6箇月以内である令和7年8月1日時点で事理弁識能力を欠く常況にあつたところ、Cは同年1月4日に後見開始の審判の申立てをしたため、同項が類推適用される。よつて、ZがYに和解金を請求した令和8年1月9日時点で時効完成は猶予され、当該請求は認められる。以上

## 明大法曹会予備試験答案練習会(民法総則)採点基準表

| 受講者番号 |  |
|-------|--|
|-------|--|

|   | 小計   | 配点 | 得点 |
|---|------|----|----|
| 設問1   | (18) |    | 0  |
| 詐欺取消の要件(「詐欺による意思表示」・民法96条1項)の指摘   |      | 2  |    |
| 詐欺取消の効果(遡及的無効・民法121条)の指摘  |      | 2  |    |
| あてはめ  |      | 2  |    |
| 民法96条3項の「第三者」の意義に関する解釈:取消前の第三者  |      | 4  |    |
| あてはめ(Yは取消後の第三者であり96条3項の「第三者」にはあたらないこと)  |      | 2  |    |
| 取消後の第三者が対抗関係に立つことに関する解釈   |      | 4  |    |
| あてはめ(Xは対抗要件を具備していないため、Xの請求は認められないこと)  |      | 2  |    |
| 設問2(短期消滅時効の要件)  | (12) |    | 0  |
| 時効期間の主觀的起算点(民法166条1項1号)の内容と条文の指摘  |      | 2  |    |
| 債権者が弁済期到来前に相続人に弁済期を伝えないまま死亡した場合に、弁済期到来時が相続人の「権利行使することができることを知った時」(同号)にあたるか、という問題意識の指摘   |      | 2  |    |
| ・短期消滅時効の進行につき、債権者に権利行使可能であることの認識が要求されていることの趣旨(権利行使の現実的な機会の確保、認識しながら権利行使しなかった自己責任の重大性など)<br>・債権者が弁済期以前とはいえ一度は弁済期を認識していた以上、権利行使の現実的な機会は一応確保されたと評価し得ること<br>・相続の効力は被相続人の地位の包括承継であるため(896条)、相続人は弁済期を認識していると扱われてもやむを得ないこと等を踏まえた規範の定立<br>※和解金債権が支払われていないことをZが知った時まで、Bは和解金債権を「行使することができる」とを知らなかつたと認定して、短期消滅時効期間の経過を否定しても、理由づけが説得的であれば同等の点数を与える。この場合、時効の完成猶予の論点に言及していないくとも、裁量点として相当の点数を加算する。 |      | 6  |    |
| あてはめ  |      | 2  |    |
| 設問2(消滅時効の完成猶予の要件)   | (10) |    | 0  |
| 成年被後見人の時効の完成猶予(民法158条1項)の内容と条文の指摘   |      | 2  |    |
| Bが「成年被後見人」に該当せず同条を直接適用できないことの指摘   |      | 2  |    |
| 当該条文の制度趣旨等から導かれる類推適用の理由・判例等を踏まえた規範の定立   |      | 4  |    |
| あてはめ  |      | 2  |    |
| ○裁量点  | (10) | 10 | 0  |
| 合 計   | (50) | 50 | 0  |

## 民法総則解説レジュメ

### 設問1 (基本問題)

#### 1 事案の概要

X→A 本件土地をAに売買、Aが登記具備、その後XがAとの売買契約を詐欺取消し

↓ 取消後 AはYに本件土地を売買し引渡し登記移転、Yが本件土地を占有

Y XがYに所有権に基づく返還請求、Yは詐欺につき善意・無過失

#### 2 民法96条3項の「第三者」の意義

##### (1) 詐欺取消しの要件 (前提)

「詐欺による意思表示」: ①欺罔行為による錯誤、②錯誤による意思表示

##### (2) 詐欺取消しの効果 (前提)

遡及的無効 (民法121条)

##### (3) 民法96条3項の「第三者」の範囲

ア 要件: 善意・無過失

イ 効果: 詐欺取消しの効果を当該第三者に対抗できない

※詐欺の当事者間では詐欺取消しの効果は有効であることとの区別を理解する

ウ 「第三者」の範囲

民法96条3項の趣旨から考える

趣旨: 意思表示の「遡及的無効」という効果の範囲を制限して取引の安全を図る

∴取消しの遡及効により影響を受ける第三者が96条3項の「第三者」にあたると解釈する。

=取消前に既に詐欺による意思表示の効力について利害関係を有するに至った第三者

#### (4) あてはめ

### 3 詐欺取消後に詐欺による意思表示の効力について利害関係を有するに至った第三者

#### (1) ここまで検討と問題意識

Yは96条3項の「第三者」にあたらない

→XはYに対し、Aに対する本件売買の詐欺による取消しをYに無条件に対抗できる？

∴取消しの遡及効=本件土地の所有権ははじめからAに移転しなかったことになる。

Yは本件土地の所有権を有しないAから本件土地の所有権移転を受けたことになる。

Yの本件土地の所有権はXに対抗できないはず。

⇒しかし、Yは登記を見てもXが本件土地の眞の所有者であるとはわからないはず。

→それでもYに本件土地の所有権を無条件に対抗できるのか？

#### (2) 解釈

・取消しの遡及効による物権の回復は「復帰的な物権変動」と捉えうる。

=理論上ははじめから物権変動（X→A所有権移転）がなかったことになるが、少なく

とも外形上は当該物権変動（X→A所有権移転）に対応した登記の移転はある。

→詐欺取消しをしたときも、外形的には、詐欺者から被詐欺者に対して改めて物権が変

動（A→X所有権移転）するようにみえる。

- 取消後に詐欺による法律行為に基づいて取得した権利について新たに利害関係を有するに至った第三者に対しては、無条件に詐欺取消しの効力を対抗できるとすると、「取引の安全」が著しく害され妥当でない（実質論）。
- ∴取消しの遡及効は、取消後に利害関係を有するに至った第三者には、対抗要件を具備しなければ対抗できない（民法177条）と解釈する（百選I51）。

### （3）あてはめ

## 設問2 （応用問題）

※出題意図：未知の論点であっても、制度趣旨から一応の論述ができるようになる

### 1 事案の概要

R 2. 1 0. 3 0 XはYの本件土地の所有権を認め、YはXにR 2. 1 1. 1 3日を支払期

限として200万円支払を内容とする和解契約締結

R 2. 1 1. 6 X死亡、BがXを相続

R 7. 1 1. 1 3 支払期限到来・Yは和解金を支払わず

R 7. 8. 1 Bは認知症により事理を弁識する能力を欠く常況

R 7. 1 1. 4 Bの子CがBの後見申立て

R 7. 1 2. 1 ZがBの成年後見人に選任される

R 8. 1. 9 Z→Y 和解金200万円の支払請求

R 8. 1. 2 3 Y→Z 消滅時効を援用

## 2 請求の原因及び抗弁

### (1) 訴訟物

和解契約に基づく和解金請求権

### (2) 請求原因

- ① XとYは、XがYの本件土地の所有権を認め、YがXに200万円を支払うことを内容とする和解契約を締結した
- ② Xは、R2.11.6、死亡した
- ③ Xに配偶者並びに子及び親はなく、BはXの唯一の兄弟姉妹である

### (3) 抗弁（請求原因は認めることが前提）

- ① XとYは、前記和解金の支払期限をR2.11.13と定めた（支払期限の定め）
- ② Xは、R2.10.13の時点で、R2.11.13に和解金請求権を行使することができることを知っていた
- ③ R7.11.13は経過した（支払期限の到来を含む時効期間の経過・顕著な事実）
- ④ YはZに対し消滅時効を援用する（145条）

## 3 Bが「権利行使することができることを知った時」（166条1項1号）はいつか

### (1) 問題の所在

確定期限の定めが付された契約において、消滅時効の主観的起算点（「権利行使することができるることを知った時」）は、弁済期到来時と一見明確である。しかし、債権者が、弁済期

到来前に、相続人に弁済期を伝えないまま死亡した場合、相続人は、その期限の到来を確知していないため、弁済期到来の時点から時効の進行の開始を認めてよいか？

(2) 「権利行使することができることを知った時」から5年間の消滅時効が定められた

### 趣旨

・期間5年間の消滅時効の進行につき、債権者における権利行使することができることの認識が要求されている趣旨は、①「権利行使の現実的な機会を確保する点」(権利保障)、

②「債権者が権利行使することができることを知ったのであれば、債権者がその権利を実際に行使すべきことを期待することができる点」(自己責任) にある。

・確定期限が付されているケースでは、一般にその期限が到来する時期は明確であるため、期限が到来する前であっても、債権者において権利行使することができる時期を具体的に認識することができており、その確定期限が到来しさえすれば、直ちに権利行使を期待することができる。<sup>1</sup>

→債権者が弁済期以前のいずれかの時点において債権の発生を基礎づける事実と弁済期を認識しているときは、弁済期が到来しさえすれば権利行使の現実的な機会が一度は確保されたということができる。<sup>2</sup>

・相続の包括承継性（民法896条）の一つの効果として、相続人はその認識を有していると扱われてもやむを得ない

---

<sup>1</sup> 筒井健夫・村松秀樹「一問一答 民法（債権関係）改正」（商事法務・2018）58頁

<sup>2</sup> 佐久間毅「民法の基礎1 総則（第5版）」（有斐閣・2020年）414頁

∴弁済期到来時である R 2. 11. 13 が B が「権利を行使することができることを知った時」にあたり、Z による請求前の R 7. 11. 13 をもって 5 年間が経過している。

※ただし、5 年間の時効期間の趣旨のうち②自己責任を重視して、相続人自身が権利行使可能であることを確知していない以上、相続人は事実上権利行使できないため自己責任は問えないとみて、主観的起算点を相続人の認識を基準とすべきとする説もある。<sup>3</sup>

#### 4 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合と 民法 158 条 1 項の類推適用

##### (1) 問題の所在

・精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者は、法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないため、時効の完成を認めるのは酷であるところ、158 条 1 項は、時効の期間満了前 6箇月以内の間に成年被後見人に法定代理人がないときは、法定代理人が就任した時から 6箇月を経過するまでの間は時効は完成しない旨を規定している。

・しかし、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものの、まだ後見開始の審判を受けていない者については、既にその申立てがされていたとしても、「成年被後見人」(158 条 1 項) にはあたらず、同条は直接適用できないため、その保護が問題となる。

##### (2) 判例 (最高裁平成 26 年 3 月 14 日判決 (平成 26 年重要判例解説・民法 2))

###### ア 結論

---

<sup>3</sup> 酒井廣幸「民法改正対応版 時効の管理」(新日本法規出版・2018年) 103 頁以下

「時効の期間の満了前 6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法 158条1項の類推適用により、法定代理人が就任した時から 6箇月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は、完成しないと解するのが相当である。」

#### イ 理由

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものの、まだ後見開始の審判を受けていない者についても、法定代理人を有しない場合には時効中断の措置を執ることができないのであるから、成年被後見人と同様に保護する必要性がある。
- ② 上記の者について、少なくとも、時効期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされた場合においては、158条1項の類推適用を認めたとしても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえない。

#### (3) 158条1項の効果

法定代理人が就任してから 6箇月を経過するまでの間は時効は完成しない（完成猶予）。

#### (4) あてはめ

以 上

2026年1月25日実施 講師：弁護士 大和田準

**最優秀答案**

回答者：T・Sさん

第1、設問1

1、Xは、Yに対して所有権に基づく物権的返還請求権としての土地明渡請求権を行使し、本件土地の明渡を請求するが認められるか。

(1)、Yは、本件土地を駐車場として利用し占有している。Xは、Aと本件売買契約を締結し本件土地を売却している。そこで、Xは、令和2年4月20日、Aが代金全額を支払うと騙してXに本件土地を売却させたことが「詐欺」（民法96条1項、以下法令名省略）あたるとして、本件売買契約を取消した。

(2)、しかし、Yは本件土地がXからAによって詐取されたものであることを過失なく知らなかつたのである。そこで、Yは「第三者」（96条3項）にあたり、Xは詐欺による本件売買の取消の効力を主張できないのではないか。

ア、ここで、96条3項の趣旨は、詐欺による意思表示が有効であることを信頼して利害関係を有するに至った者を、詐欺取消による遡及効（121条）を制限し、被詐欺者の犠牲の下、保護することにある。したがって、「第三者」とは、取消の意思表示がされる前に、当該意思表示が有効であると信頼して、新たに利害関係を有するに至った者をいう。

本件では、本件売買の意思表示を取り消しの意思表示を内容とする書面は、令和2年5月2日に到達し（97条1項）、同日に取消の効力が生じた。そして、Yは、その20日後の令和2年5月22日に本件土地をAから買い受けている。

イ、したがって、Yは「第三者」にはあたらない。

(3)、そうすると、取消の遡及効により、本件土地の所有権は最初からAに移転しなかつたことになり、Yも、無権利者であるAから所有権を取得し得ないはずである。しかし、取消前と取消後の第三者の違いは、被欺罔者による取消の意思表示より先に利害関係を有するに至ったか否かという点しかない。さらに、一旦取り消されれば登記を具備しなくとも永久に保護されるとするには不合理である。

したがって、取消の効果としての所有権の復帰を復帰的物権変動と観念し、被欺罔者及び取消後の第三者は二重譲渡類似の関係に立つとして、被欺罔者は先に登記を具備しなければ、本件売買の取消の効力を取消後の第三者に主張出来ないと解する。

本件では、Yは、令和2年5月22日に登記を具備しているため、Xは、Yに本件売買の取消の効力を主張できない。

2、よって、Xは、Yに本件土地の所有権を主張し得ず、Xの上記請求は認められない。

第2、設問2

1、Zは、Yに対して、和解契約に基づいて和解金の支払いを請求するが認められるか。この点、Yの和解金債権の消滅時効（166条1項2号）の主張が認められるかが問題とな

る。

消滅時効の要件は、①「債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間」又は「権利を行使することができるとから十年間」行使しないこと、②援用したこと（145条）である。

(1)、「債権者が権利を行使することができることを知った時」とは、権利の行使が期待可能な程度に当該権利の発生及びその履行期の到来その他権利行使としての障害がなくなったことを債権者が知った時をいう。

本件では、たしかに、Bは、XのYに対する和解金債権の存在を知らなかった。しかし、Bがその存在を知らなかったのは、多忙かつXと疎遠であったため、Xの遺産の精査を怠ったためである。さらに、本件和解契約は、和解金の支払いの確定期限を令和2年11月13日としていたため、Xは、同月14日に「権利を行使することができることを知った」といた。そうすると、Xが履行期限の直後に亡くなつた場合は、が主観的起算点になるのに、直前に亡くなり、相続人が精査を怠つたため主観的起算点とならないのは不公平である。したがつて、主観的起算点は、同月14になると解する。

(2)、そうすると、令和2年11月14日から5年後の令和7年11月13日の様にも思える。しかし、Xは後見開始の審判を受けていたため158条の適用により、時効の完成が猶予されないか。

この点、後見開始の審判を申し立てたのは、時効完成予定日の令和7年11月13日の10日前であり、「時効の期間の満了前六箇月以内の間」であるが、被後見人にZが就職したのは時効完成後の令和2年12月1日である。したがつて、「法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間」の時効の完成猶予は発生しない。

しかし、158条の趣旨は、消滅時効を成年被後見人自身が援用することは期待し難いことから、成年被後見人に法定代理人がないときは時効の完成を猶予し、成年被後見人を保護することにある。そうすると、法定代理人の就職する時期という成年被後見人側では何もできない事情により、158条による保護を与えないのは、成年被後見人保護の観点からみて妥当ではない。したがつて、成年被後見人の側でできることを全てやつたと評価できる場合、すなわち、効期間満了の6ヶ月以内に事理を弁識する能力を欠く常況あり、かつ、審判の申し立て（7条）をした場合は、158条の趣旨が妥当し、同条を類推適用し、時効の完成を完成予定日から6ヶ月間猶予すべきである。

本件では、時効完成予定日の令和7年11月13日より約3か月以上前の令和7年1月時点での事理を弁識する能力を欠く常況にあり、かつ、時効完成予定日より10日前の令和2年11月4日に後見開始の審判を申し立てている。

したがつて、158条の類推適用により、時効完成予定日の令和7年11月13日から6ヶ月後の令和8年5月13日まで消滅時効の完成が猶予される。

2、よって、Yの消滅時効の主張は認められず、ZのYに対する請求は認められる。

以上

## 採点講評

(2026年1月25日・民法総則)

### ○全体について

- ・問題提起→規範定立（制度趣旨に立脚した条文解釈）→あてはめ、という基本的な答案の流れに沿っていない答案が少数ながら見られました。
- ・問題提起・規範定立にあたっては、条文の文言・条数を引用適示して、その文言を解釈する姿勢を示してください。司法試験が条文解釈を問う試験であることに対する意識が乏しいと思わざるを得ない答案がまだ相当数見られました。
- ・いわゆる論点は、原告の請求原因とこれに対する被告の反論（否認や抗弁）がぶつかる場面で生じるものであるため、論点が生じる前提となる当事者の主張反論を答案に示しながら問題提起すると、地に足のついた答案になって高評価を得られると思われます。
- ・96条3項の「第三者」は取消前の第三者に限定される、という基本的論点の論述が不十分だった方も少数ながら見られました。そのような答案は、特に本問のように設問2が応用問題である場合に、他の受験生との点数差を埋めにくく、相対的に低い評価になりがちですので、基本的論点はしっかりと書けるようにしてください。

### ○個別の注意点

#### 1 詐欺取消し

- ・詐欺取消しの効力が遡及的無効であること（121条）に言及できていない答案が少数ながら見られました。このような答案は、96条3項の「第三者」の解釈を論じるにあたっても、遡及効の制限という同項の趣旨に言及できずに、説得的でない解釈にとどまる傾向にありましたので注意してください。
- ・取消後の第三者の保護は96条3項ではなく177条の対抗問題として処理することを論じるにあたり、「詐欺取消しにより復帰的物権変動が生じる」「被詐欺者と第三者の間で詐欺者を起点とする二重譲渡の関係が生じる」と断定する答案が相当数見られました。しかし、詐欺取消しの効力はあくまでも遡及的無効、すなわちはじめから物権変動は生じなかつたこととするもので、復帰的物権変動という考え方は、あくまでも取消後の第三者を177条の対抗問題として救済するための一種の擬制にすぎないことから、「復帰的物権変動とみ得る」「二重譲渡類似の関係にある」などとして、断定的な記載は避けた方がよいと考えます。

## 2 相続と「権利を行使することができることを知った時」（166条1項1号）の解釈

- ・Bは現実には権利を行使することができることを「知った」わけではないため、それでもなお支払期限到来から5年間という 主観的消滅時効を成立させてよいのかを論じてほしかったですが、相当数の答案がこの点に言及せず、158条1項の問題に言及するにとどまっていました。
- ・他方で、和解契約の締結当事者であるXは支払期限の到来により権利行使できるようになることを当然に知っていたことや、BはそのようなXを相続したため、相続の効力が被相続人を包括承継することにあることに照らせばBも権利行使できると知っていたと法的には評価される旨を論じた答案も一定数みられ、このような答案は相対的に高い評価になりました。
- ・少数ながら、この問題意識に言及した上で、相続人の保護を重視して、相続人が現実に権利行使可能であると知った時を主観的起算点とすべきと解釈した答案が見られました。このような答案も、解釈の根拠が適切に論じられていれば、158条1項の論点に言及していないくとも、裁量点で相応の加点を施しています。

## 3 158条1項の類推適用

- ・多くの答案が、論点を的確に言及することまではできていなかったものの、条文の文言を摘示して問題文をあてはめる姿勢を示しており、未知の論点に遭遇したときの姿勢としては好印象でした。
- ・Bが時効完成時点では後見開始審判がなされていないため「成年後見人」には該当せず158条1項を直接適用できないことは、多くの答案で言及できていませんでしたが、少数の答案ではこの点も的確に論じることができており、相対的に高い評価に繋がりました。
- ・応用問題が含まれる場合には、(1)基本的な論点をそれなりにしっかりと書く、(2)応用論点は、条文の文言と事実をできる限り引用する、(3)応用論点は、未知の問題である点は皆同じなので、きちんと書けなくてもよいので、問題文を読む中で問題意識を抱いた点に必ず言及して思考過程を書く、といったことを意識すれば、十分及第点になると考えます。

以上

司法試験予備試験答案練習会 2026年01月25日分 得点分布表  
民法総則

平均点21.19点

| 分布    | 人数 |
|-------|----|
| 0     | 0  |
| 1~5   | 0  |
| 6~10  | 2  |
| 11~15 | 1  |
| 16~20 | 4  |
| 21~25 | 6  |
| 26~30 | 2  |
| 31~35 | 1  |
| 36~40 | 0  |
| 41~45 | 0  |
| 46~50 | 0  |

